

<研修の受講要件>

保育所等保育士ルート【第4号】

項目	内容
児童福祉法施行規則上の定義	<p>保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者</p> <p>用語：</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設① 児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業又は一時預かり事業を行なう事業所② 同法第39条第1項に規定する保育所③ 同法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（特定のものを除く。）であつて第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの）④ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園⑤ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する施設
必要とする資格	保育士
職種及び実務経験 (上記資格を取得した上での経験)	<ul style="list-style-type: none">・保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「保育所等における要支援児童等対応推進事業」における地域連携推進員であつて、相談援助業務を含む業務に4年以上従事した者・(1)の施設の長、主任保育士、副主任保育士等（副主任保育士、専門リーダー若しくは中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている者）、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭等（副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭又は主幹養護教諭）又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のそれらに相当する職として、こども又はその家庭に対する、相談援助業務を含む業務に4年以上従事した者
備考	<ul style="list-style-type: none">・上記に当てはまらない保育士であっても、【第3号】の要件を満たせば、【第3号】の対象となる。・なお、「期間」については通算して4年以上であること。上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えない。(2024.3.18 付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正)